

船橋市補足給付事業に係る副食材料費補助金実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第30条の5第3号に規定する施設等利用給付認定保護者（以下「給付認定保護者」という。）のうち、低所得で生計が困難である者の子ども等が、特定子ども・子育て支援の提供を受けた場合において、当該給付認定保護者が支払うべき副食材料費の一部を補助することにより、これらの者の円滑な特定子ども・子育て支援施設等の利用が図られ、もってすべての子どもの健やかな成長を支援することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次項に定めるもののほか、法の例による。

2 この要綱において「特定子ども・子育て支援施設」とは、法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等のうち、法第7条第10項第2号に規定する幼稚園であるものをいう。

(補助対象者)

第3条 この要綱に基づく補助金（以下「補助金」という。）は、給付認定保護者のうち、次の各号のいずれかに該当するもの（以下「補助対象者」という。）に対し交付するものとする。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による被保護世帯に属する者

(2) 給付認定保護者及びその者と同一の世帯に属する者（以下「保護者等」という。）の当該年度（4月から8月までの分の補助金にあっては、前年度）の市町村民税所得割額の合算額が77,101円未満である者。この場合において、補助金の交付を受ける年度の前年度の1月1日において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有した場合（地方税法第737条の2第1項の規定により同日において当該指定都市の区域内に住所を有したとみなされる場合を含む。）にあっては、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）第1条の規定による改正前の地方税法第314条の3に規定する所得割の税率により算出すること。

(3) 給付認定保護者の第1子及び第2子（以下「算定対象者」という。）以外の者が当該特定子ども・子育て保育等の提供を受ける場合であって、現に算定対象者と同一世帯に属する者。ただし、算定対象者は小学校第3学年修了前の子どもをいう。

2 前項第2号の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める場合は、世帯の同別によらず、市町村民税の所得割額を合算するものとする。

(補助限度額)

第4条 補助金の限度額（以下「補助限度額」という。）は、補助対象費用について、月額4,500円とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象者が現に特定子ども・子育て支援施設に対し支払った副食材料費の額に相当する額（当該額が補助限度額を超えるときは、補助限度額）とする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、市長が定める期限までに、船橋市補足給付事業に係る副食材料費補助金交付申請書（第1号様式）に特定子ども・子育て支援施設の長が発行した領収書、その他市長が必要があると認める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付可否の決定等)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市補足給付事業に係る副食材料費補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消等)

第8条 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受け、又は補助金の交付を受けた申請者があるときは、市長は補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

附 則

1 (施行期日)

この要綱は、令和元年10月1日から適用する。ただし、次項の規定は、令和元年9月1日から施行する。

(準備行為)

3 第6条の規定による船橋市補足給付事業に係る副食材料費補助金交付申請書の配付は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。